二　前号の燃焼器（以下この号から第四号までにおいて単に「燃焼器」という。）の排気筒は、次のイ又はロに定める基準に適合すること。

イ　自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇を接続するものを除く。）は、次に定める基準に適合すること。

(1)　排気筒の材料は、告示で定める規格に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。

(2)　排気筒には、当該燃焼器と同一室内にある部分の当該燃焼器と近接した箇所に逆風止めを取り付けること。ただし、当該燃焼器に逆風止めを取り付ける場合は、この限りでない。

(3)　排気筒の有効断面積は、当該燃焼器の排気部との接続部の有効断面積より小さくないこと。

(4)　排気筒の先端は、屋外に出ていること。

(5)　排気筒の先端は、障害物又は外気の流れによって排気が妨げられない位置にあること。

(6)　排気筒の先端は、鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入又は風雨等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。

(7)　排気筒の高さ（逆風止め開口部の下端からの排気筒の先端の開口部（逆風止め開口部の下端から排気筒の先端の開口部までの排気筒の長さが八メートルを超えるときは、逆風止め開口部の下端から八メートル以内にある部分）の高さをいう。以下同じ。）は、次の式により算出した値以上であること。

$$h=\frac{0.5+0.4n+0.1l}{\left(\frac{AV}{5.16H}\right)^{2}}$$

この式において、h、n、l、AV及びHは、それぞれ次の値を表すものとする。

h　排気筒の高さ（単位　メートル）

n　排気筒の曲りの数

l　逆風止め開口部の下端から排気筒の先端の開口部までの排気筒の長さ（単位　メートル）

AV　排気筒の有効断面積（単位　平方センチメートル）

H　燃焼器のガスの消費量（単位　キロワット）

(8)　排気筒の天井裏、床裏等にある部分は、金属以外の不燃性の材料で覆われていること。ただし、燃焼器出口の排気ガスの温度が百度以下の場合は、この限りでない。

(9)　排気筒は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該排気筒を構成する各部の接続部及び当該排気筒と当該燃焼器の排気部との接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。

(10)　排気筒は、凝縮水等がたまりにくい構造であること。

ロ　自然排気式の燃焼器の排気筒であって排気扇を接続するもの及び強制排気式の燃焼器の排気筒は、次に定める基準に適合すること。

(1)　排気筒は、イ(1)、(4)、(5)（障害物に係る部分に限る。）、(6)（鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入に係る部分に限る。）及び(8)の基準に適合するものであること。ただし、強制排気式の燃焼器の排気筒は、これらの基準に加えてイ(9)の基準に適合するものであること。

(2)　排気筒が外壁を貫通する箇所には、当該排気筒と外壁との間に排気ガスが屋内に流れ込む隙間がないこと。

(3)　自然排気式の燃焼器の排気筒であって排気扇を接続するものは、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該排気筒を構成する各部の接続部、当該燃焼器の排気部との接続部及び当該排気扇との接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。

(4)　排気筒の形状は、排気ガスが燃焼器の給気口（当該燃焼器又は当該排気筒に逆風止めを取り付ける場合にあっては、当該逆風止めの開口部）から流出しないよう風量が十分に確保されるものであること。

(5)　排気筒は、凝縮水等がたまりにくいよう取り付けること。

三　燃焼器の排気筒に接続する排気扇は、次に定める基準に適合すること。

イ　排気扇（排気ガスに触れる部分に限る。）の材料は、不燃性のものであること。

ロ　燃焼器と直接接続する排気扇は、当該燃焼器の排気部との接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けること。

ハ　排気扇には、これが停止した場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断する装置を設けること。

四　燃焼器であって、第一号の規定により排気筒を設けるものは、当該排気筒の有効断面積以上の有効断面積を有する給気口その他給気上有効な開口部を設けた室に設置すること。ただし、排気フードを設けるもの又は排気筒を設けるものであって第二号から第四号までの基準に準じて設置するものを除く。

イ　ガス調理機器（ガスの消費量が十二キロワット以下のもの）

ロ　ガス瞬間湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガスの消費量が十二キロワット以下のもの）

ハ　ガス貯湯湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガスの消費量が七キロワット以下のもの）

ニ　ガス常圧貯蔵湯沸器（ガスの消費量が七キロワット以下のもの）

ホ　ガスストーブ（ガスの消費量が七キロワット以下のもの）

ヘ　ガス衣類乾燥機（ガスの消費量が十二キロワット以下のもの）

六　ガス調理機器、ガス湯沸器（暖房兼用のものを含む。）、ガスふろがま、ガスストーブ又はガス衣類乾燥機であって、密閉燃焼式のもの（屋内に設置するものに限る。）は、次に定める基準に適合すること。

イ　給排気部（排気に係るもの（ロに規定する部分を除く。）に限る。）の材料は、金属その他の不燃性のものであって十分な耐食性を有するものであること。

ロ　給排気部であって別に告示で指定する部分については、告示で定める規格に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。

ハ　給排気部が外壁を貫通する箇所には、当該給排気部と外壁との間に排気ガスが屋内に流れ込む隙間がないこと。

ニ　給排気部の先端は、屋外に出ていること。

ホ　給排気部の先端は、障害物又は外気の流れによって給排気が妨げられない位置にあること。

ヘ　給排気部の先端は、鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入又は自然給排気式の燃焼器の場合にあっては風雨等の圧力により給排気が妨げられるおそれのない構造であること。

ト　給排気部は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該給排気部を構成する各部の接続部並びに当該燃焼器のケーシングとの接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。

チ　給排気部は、凝縮水等がたまりにくいよう取り付けること。

リ　給排気部の天井裏、床裏等にある部分（排気に係るものに限る。）は、金属以外の不燃性の材料で覆われていること。ただし、燃焼器出口の排気ガスの温度が百度以下の場合は、この限りでない。

ヌ　給排気部の形状は、当該燃焼器の燃焼が妨げられないよう風量が十分に確保されるものであること。

七　屋外に設置する燃焼器の排気筒又はその給排気部は、次に定める基準に適合すること。

イ　自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇を接続するものを除く。）であって、屋内に設置する部分を有するものは、第二号イ(4)の基準に適合するものであり、かつ、屋内に設置される部分は、同号イ(1)、(8)、(9)（燃焼器に係る部分を除く。）及び(10)の基準に適合するものであること。